

平成 26 年 3 月 20 日

亀岡市議会議長 明田 昭 様

発議者 環境厚生常任委員長 立花 武子

意見書案の提出について

別紙意見書案を当市議会の議決をもって、その宛先に提出されたく、亀岡市議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

京都府中部地域（児童養護施設青葉学園）に児童家庭支援センターの設置を求める意見書（案）

平成24年度の我が国の児童虐待相談対応件数は約67,000件で、死亡事故に至る深刻な児童虐待事件が後を絶たず、子どもたちと社会の未来に暗い影を落としている。

虐待は子どもの身体のみならず心に深い傷を残し、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与えるばかりでなく、「虐待の連鎖」により次の世代へと引き継がれ、将来さらに深刻な社会問題へと拡大する可能性がある。

京都府におかれては、平成14年10月25日、「京都府児童虐待防止ネットワーク会議」の設立を契機に「ストップ・ザ・児童虐待」を宣言され、積極的に取り組みを進められてきたところである。

しかしながら、少子化や地域での人間関係の希薄化による子育て家庭の孤立化等から、京都府においても虐待相談対応件数は増加傾向にあり、今も子どもの虐待問題は解決には至っていない。

児童虐待の防止には、専門的・高度な相談機能を持つ児童家庭支援センターが有効な役割を担っている。また、センター設置により保護を要する児童又は保護者への指導、関係機関との連絡調整等地域の児童、家庭の福祉向上が図られるものである。

児童家庭支援センターは、京都府下では舞鶴市及び精華町の2カ所に設置されているが、更なる児童虐待への社会的支援が重点課題であり、その機能の充実を図ることは必要不可欠である。

よって、京都府におかれては、児童家庭支援センターを新たに中部地域に設置されることを強く要望する。設置にあたっては、社会的養護システムの中核的サービスを担う児童養護施設青葉学園への設置を要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年3月20日

京都府知事 宛

亀岡市議会議員 明田 昭